

**平成 29 年度「入院児童生徒等への教育保障体制整備事業」
成果報告書**

教育委員会名	青森県教育委員会
事業開始年度	平成 29 年度

Ⅱ 詳細報告

1. 推進地域の概要

(1) 推進地域内の児童生徒等の状況（平成 28 年 5 月 1 日現在） 【公立のみ】

①推進地域内の全学校のうち、病気やけがにより転学等を行った児童生徒数

小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	合計
38 人	18 人	0 人	1 人	0 人	1 人	57 人

②推進地域内の全学校のうち、長期入院（年間延べ 30 課業日以上）した児童生徒数

小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	合計
27 人	19 人	0 人	12 人	0 人	24 人	82 人

※平成 28 年度長期入院児童生徒に対する教育支援に関する実態調査（調査対象年度は平成 27 年度）の結果より

2. 事業の内容

(1) 現状の分析と事業の目的

【体制整備・連携方法について（公募要領（ア））】

本県の病弱特別支援学校は、県庁所在地である青森市に県立青森若葉養護学校と県立浪岡養護学校の 2 校あり、いずれも大規模な総合病院の隣接地に設置されている。青森若葉養護学校は県立中央病院の隣接地に設置されており、東青地区を中心に県内全域から入院する児童生徒等に対する教育を行っている。また、浪岡養護学校は国立病院機構青森病院の隣接地に設置されており、主に東青地区のほか、中南地区、西北地区から入院する児童生徒等に対する教育を行っている。しかしながら、県内第二の人口規模を有する八戸市のある三八地域を中心とした県南地域においては、大規模病院が複数あるものの、病弱特別支援学校を設置していないため、入院する児童生徒等に対する教育的支援の在り方が課題となっている。

なお、小・中学校においては、市町村教育委員会が、大規模な総合病院内に小学校 10 校、中学校 9 校に特別支援学級（以下、「院内学級」という。なお、正式に定義された用語ではないが、小・中学校又は特別支援学校が病院内等に設置する学級が、一般的に「院内学級」と称されている）を設置し、入院児童生徒に対する教育を行っている。

青森若葉養護学校では、転学してくる病気の児童生徒への指導・支援のほか、隣接する県立中央病院内に設置する教室において入院児童生徒に対する学習支援をはじめとする教育的支援（以下、学習支援等）を行っている。また、浪岡養護学校では、転学してくる病気の児童生徒への指導・支援のほか、国立病院機構青森病院重度心身病棟等に入院する児童生徒への指導・支援を行っている。

県内の院内学級では、担当教員の経験年数が少ないことなどによる児童生徒の病気に関する理解と対応、及び自立活動等の専門性の向上が課題として挙げられているが、青森若葉養護学校では、数年前から県内の院内学級ネットワークの事務局として担当教員に対して院内学級における指導についての調査等を行うなど、研修ニーズを把握し、研修会を実施している。また、登録制Webサイトをとおした情報発信や院内学級担当者に対する相談対応や援助を行うことにより、院内学級担当教員の専門性向上を図るとともに県内における病弱教育の体制整備を進めてきているところである。

本事業をとおして、平成 28 年度に「長期入院児童生徒に対する教育支援に関する実態調査」を実施したところ、平成 26 年度の調査結果と同様に一定数の教育的支援を受けていない児童生徒が在籍していることや、入院中の学習指導や学習支援が試行錯誤されていることが明らかになった。さらに、指定校においてケース検討会を積み重ねることにより、入院時期及び期間に応じて様々な学習支援等や関係機関との連携が求められていることが明らかになった。

そこで、本県病弱教育ネットワークの核となる病弱特別支援学校 2 校に加え、県内第二の人口を有する八戸市に設置する肢体不自由のある児童生徒に対する教育を行う県立八戸第一養護学校を指定校とし、東青・中南・三八の各圏域において多様な指導及び支援事例、連携事例を検討するとともに、その成果及び課題を蓄積することによって、県内全域における入院児童生徒への学習支援等に関する体制整備を進めるための方策について検討する。

他に、以下のような入院児童生徒に対する学習支援等のための連携強化についても取り組みを進める。

- ・入院児童生徒への学習支援等に関する理解啓発
- ・学習支援等を必要とする入院児童生徒の早期の把握
- ・院内学級等の指導において、小・中学校等や市町村教育委員会との連携による、柔軟な対応の推進

【教育機会確保について（公募要領（ウ）・（エ））】

（ウ）入院児童生徒等への復学又は転学を見据えた指導内容・評価等に関する研究について

入院児童生徒に対する教育的支援の内容は、入院期間や支援を必要とする時期によって異なってくるが、主に健康の保持、心理的な安定等をはじめとする自立活動の内容を踏まえた対応と各教科の補充指導等が挙げられる。児童生徒の病気等の状態を踏まえたうえで、本人の学習意欲の維持を図るなど、個々に応じた対応が求められる。

平成 28 年度の調査結果や教育保障体制整備運営協議会の医療関係有識者の助言において、入院期間が 2 週間程度というケースが増えており、これらのケースでは十分な学習支援が行われていないことがある。そのため、入院児童生徒の在籍校の教員や医師や看護師等、病院の担当者との連携を密にし、個別の指導計画等の作成に基づく適切な指導及び必要な支援の充実を図り、その成果を蓄積していく。

また、復学後の児童生徒の状態を「復学支援アンケート」を活用して把握し、復学後に見られる諸問題に対してフォローアップする体制も検討していく。

（エ）入院児童生徒等に対するタブレット端末等 ICT 機器及び通信機器等の有効な活用方法の研究について

入院という環境、また病気等の状態により、学習状況の制約を受けている入院児童生徒にとって、ICT の活用は学習への意欲の維持・向上を図るとともに、学びの可能性を広げる必要がある。

指定校を含めた県立特別支援学校にはタブレット端末等の ICT 機器は、ほぼ必要量が配備されているが、小・中学校の院内学級には十分に配置されていない現状がある。しかも、院内学級の担任は ICT 機器等の活用法の研修機会もほとんど確保されていない状況である。

平成 28 年度の取組では、病院によりネットワーク環境への接続の可否など条件が様々であるが、ネッ

別紙様式 2

トワーク接続にとらわれない柔軟な対応の検討が必要であり、引き続き、タブレット端末等を活用した学習支援の事例蓄積を行う。さらに、今年度は、新たに遠隔操作ロボット「kubi」を導入し、指定校においてWebを介した小・中学校等との共同授業を含め、ICT活用による効果的な学習支援等について引き続き実践をとおして検討し、事例を蓄積していく。遠隔操作ロボット「kubi」は、行きたくても行けない場所で自分の代わりとなり、使い道も幅広く入院児童生徒の学習の可能性を広げるツールとなり得る。遠隔操作ロボット「kubi」の活用事例も蓄積し、その有効性を周知することで、学習支援への活用を促していく。

これらの点を踏まえ、一層の学習支援の充実を進めるために、以下のようなことに取り組む。

- ・入院時期及び機関による適切な支援や連携の内容・方法の検討
- ・小・中学校等との連携による多様な学習支援の在り方の検討
- ・ICTの活用等、効果的な学習支援の在り方の検討

【その他の課題について】学習支援員・ボランティア

(2) 事業内容と成果

【体制整備・連携方法について（公募要領（ア））】

①取組内容と成果

本県では、体制整備・連携方法について、以下の5点の事業内容に取り組んだ。

ア 調査研究

(ア) 平成28年度に実施した「長期入院児童生徒に対する教育支援に関する実態調査」の詳細についての聞き取り調査を実施した。

イ 指定校における実践研究

(ア) 県立青森若葉養護学校、県立浪岡養護学校、県立八戸第一養護学校を指定校とした。

(イ) 指定校に隣接する県立中央病院及び独立行政法人国立病院機構青森病院及び八戸市立市民病院等に入院する児童生徒に対するICTを活用した教育支援を試行した。

(ウ) 教育保障体制整備連絡会議を開催し、関係機関との連携体制の構築に努めた。

(エ) 教育保障体制整備連絡会議を実施できなかった事例について、転学先を訪問し、学習支援の状況等を伝え、意見交換を行った。

ウ 学校・病院等連携支援員の配置

(ア) 病弱教育の専門性を有する識者を学校・病院等連携支援員として配置した。

(イ) 学校・病院等連携支援員は、入院児童生徒の前籍校及び市町村教育委員会、病院を巡回し、情報共有に努めるなど、関係機関との連携強化に努めた。

(ウ) 入院児童生徒への教育支援の取組をまとめ、青森県及び八戸市の特別支援教育研究会病弱・虚弱教育部会や院内学級ネットワークに情報提供した。

(エ) 復学支援アンケートを実施し、必要に応じて対応を助言した。

エ 教育保障体制整備運営協議会の開催

(ア) 本県における入院児童生徒への支援体制の在り方について検討した。

別紙様式 2

(イ) 病弱教育や I C T、医療等の有識者、指定校や市町村教育委員会等の職員で組織した。

オ 入院児童生徒への教育支援に関する理解啓発

(ア) リーフレットを増刷し、市町村教育委員会及び病院等に配布するなど、入院児童生徒への教育支援に関する理解啓発に努めた。

(イ) 理解啓発研修会を実施し、入院児童生徒への教育支援の必要性や I C T 活用の意義について周知を図った。

以上 5 点の内容について、下記の成果が挙げられた。

ア 調査研究について

平成 28 年度に実施した平成 27 年度における「長期入院児童生徒に対する教育支援に関する実態調査」において、30 日以上入院児童生徒数 82 名のうち、小学校、中学校に在籍している児童生徒 46 名について必要な情報を収集するため、該当する児童生徒を所管する県内 18 市町村教育委員会を訪問し、「聞き取り調査」を実施した。その結果、昨年度の実態調査で「入院期間中、学習支援を行っていない」の項目に該当した児童生徒 23 名のうち、8 名が院内学級等で学習支援を受けていたことが明らかになった。また、学習支援を行っていない 15 名の児童生徒のほとんどは、小児がんや精神疾患等による入院であり、重篤な病状のため主治医が治療優先と判断し学習支援ができない病状であることがわかった。30 日以上入院児童生徒に対しては、院内学級及び特別支援学校教員が病状等に応じた学習支援を行っていたことも明らかになった。

イ 指定校における実践研究について

教育保障体制整備連絡会議は 1 回の実施となったが、退院の時期等で連絡会議を実施できなかった事例については、適宜、連携支援員や指定校教員が転学先の学校を訪問し、実施した学習支援の情報共有や、退院後の支援や連携の在り方について意見交換することができた。これにより、学習支援のみならず、医療面及び生活面への支援、保護者や家庭に対しての支援が必要とされるケースについて、必要な外部関係機関との連携を強化する契機となった。また、指定校における I C T 機器を活用した教育支援を継続的に試行した。

ウ 学校・病院等連携支援員について

病弱特別支援学校元校長、教頭という経験を生かし、隣接病院との円滑な連絡調整のほか、保護者の相談対応、学籍のある小・中学校等及び市町村教育委員会との連絡調整、さらには適切な情報提供及び助言など、迅速かつ丁寧に対応することができた。特に、青森県の特別支援教育研究会病弱・虚弱教育部会において、院内学級担当者と情報交換し、院内学級ネットワーク等との連携強化が図られた。退院後 1 ヶ月を目処に、前籍校並びに保護者・本人に対し実施した「復学支援アンケート」では、復学後けが等の回復状況から本人が学校生活に不安感をもつ事例があったが、家庭と学校の間に入り協議し、対応した。

エ 教育保障体制整備運営協議会の開催について

他分野の関係機関が一堂に会することによって、課題の共有を図るとともに各立場から今後の体制整備を進める上で参考となる指導・助言を得ることができた。特に医療の立場から、指定校の隣接病院に加え、大学病院の教授に出席いただき、複数の医師の立場及び専門性に基づいて意見をいただくことにより、入

院児童生徒の年齢や学校段階、病気の種類や状態等を踏まえることに加え、各診療科を越えた対応の必要性等が示唆されるなど、今後の医師会等との連携の方向性が見えてきた。

オ 入院児童生徒への教育支援に関する理解啓発について

平成 28 年度に作成した学習支援事例を盛り込んだリーフレットを増刷し、県内市町村教育委員会等に配布した。リーフレットを見た保護者が学習支援の相談をするなど、入院している児童生徒への教育支援について周知を促すことができた。また、東洋大学教授滝川国芳氏を講師として理解啓発研修会を開催した。「病弱教育における ICT 活用の意義と実際」と題して講演が行われ、学習指導要領を踏まえた支援やビデオ会議システムを活用した学習支援の実際について理解を促すことができた。

②学校・病院連携支援員（コーディネーター）の活用実績と成果

主な経歴・資格	活動内容実績（回数、活動形態）
病弱虚弱特別支援学校元校長	3 日／週×6 時間×34 週（612 時間）
具体的な活動内容と役割	活動の成果
<ul style="list-style-type: none"> ・県内 40 市町村教育委員会に事業概要の説明と協力依頼（連携支援員 3 名で分担） ・平成 28 年度実態調査における「30 日以上入院した児童生徒」を所管する教育委員会へ詳細の聞き取り調査（10 市教委、5 町教委、3 村教委；連携支援員 3 名で分担） ・院内学級担当者との情報交換 ・入院児童生徒の教育保障支援や病院との連携 ・入院児童生徒の復学支援 ・学習支援ボランティアに関する調査 	<p>（事業概要の説明と協力依頼）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内全ての市町村教育委員会を訪問し、事業概要の説明等を行い、対象児童生徒についての情報提供をお願いした。ある教育委員会では、情報提供について、一番早く情報を得ることができる小・中学校から特別支援学校に情報が伝達できるようなシステムが必要で、そのための理解啓発等に教育委員会も協力したいという話合いが行われた。 <p>（聞き取り調査）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各市町村教育委員会への聞き取り調査では、教育支援等の有無等知ることができた。教育支援を受けていない児童生徒の病状や入院先の詳細が明らかになり、該当する児童生徒への教育支援の可能性について検討するための資料とすることができた。 <p>（院内学級担当者との情報交換）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青森県特別支援教育研究会病弱虚弱教育部会院内学級分科会において、院内学級担当者と情報交換ができた。病院によって実情が違ふことと、担当者が抱える諸課題について情報交換することができた。院内学級と特別支援学校及び小・中学校が連携を図りながら、入院するすべての児童生徒に漏れなく教育保障ができるようにするための、学校・病院等連携支援員の役割を再確認した。

	<p>(入院児童生徒の教育保障支援や病院との連携)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校・病院等連携支援員 3 名の連携を強化し、早期に情報を共有することで、院内学級のない病院に入院している生徒への教育支援を進めることができた。病院や在籍校からの協力も得られ、生徒の学習への不安を解消することができた。 ・隣接病院の医療連携部に事業趣旨を説明し、小児科に限らず、他科における教育保障を必要とする入院児童生徒の情報も早期に得ることができる体制が整った。 ・入院児童生徒に関わる心情面、家族の悩み等について、小・中学校が配慮すべき点等を分かりやすく小冊子にまとめたものを作成した。小・中学校向け、保護者・本人向けの 2 種類を作成し、入院時に各々に配布し入院児童生徒の理解推進に役立てることができた。 <p>(入院児童生徒の復学支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スムーズな復学支援と特別支援学校の院内学級の対処等について客観的な評価が得られるよう、復学支援アンケートを作成した。復学後 1 ヶ月を目処に小・中学校及び保護者・本人に配付し、回収後分析等をおおして、必要に応じて課題等に対処することができた。 ・復学支援のための教育保障体制整備連絡会議を開催できなかった事例について、前籍校等を担任と共に訪問し、学習、配慮に関わる情報等を伝え、意見交換することができた。 <p>(学習支援ボランティアに関する調査)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・院内学級のない病院や高校生の教育保障のために、学習支援ボランティアの情報を調査するため関連機関を訪問した。現状は未だその体制は整っていないということであるが、今後の計画に盛り込んでいきたいというような理解・啓発につなげることができた。
--	--

主な経歴・資格	活動内容実績（回数、活動形態）
元特別支援学校校長	3 日／週×6 時間×34 週（612 時間）
具体的な活動内容と役割	活動の成果

<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内 40 市町村教育委員会に事業概要の説明と協力依頼（連携支援員 3 名で分担） ・ 平成 28 年度実態調査における「30 日以上入院した児童生徒」を所管する教育委員会へ詳細の聞き取り調査（10 市教委、5 町教委、3 村教委；連携支援員 3 名で分担） ・ 院内学級担当者との情報交換 ・ 入院児童生徒の相談支援や病院との連携 	<p>（事業概要の説明と協力依頼）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内全ての教育委員会を訪問し、事業概要の説明を行い、対象児童生徒についての情報提供をお願いした。各教育委員会からは、情報提供について、一番早く情報を得る小・中学校から特別支援学校に情報が伝達できるようなシステムが必要であること、そのための理解啓発には、教育委員会が協力することを確認した。理解啓発のための手立てを検討する必要があることが明らかになった。 <p>（聞き取り調査）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 聞き取り調査では、詳しい病状や入院先、入院期間中の教育支援の有無等知ることができた。教育支援を受けていない児童生徒の病状や入院先が明らかになり、該当する児童生徒への教育支援の可能性について検討するための資料として活用していきたい。 <p>（院内学級担当者との情報交換）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 青森県特別支援教育研究会病弱虚弱教育部会院内学級分科会において、院内学級担当者との情報交換ができた。病院によって実情が違うことと、担当者が抱える諸課題について情報交換することができた。今後は、具体的事例をもとに、院内学級と特別支援学校及び在籍校と連携を図りながら、入院するすべての児童生徒に教育支援ができるように、学校・病院等連携支援員の役割を認識した。 <p>（入院児童生徒の相談支援や病院との連携）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校・病院等連携支援員 3 名の連携を強化し早期に情報を共有することで、院内学級のいない病院に入院している生徒への教育支援を進めることができた。病院や在籍校からの協力も得られ、生徒の学習への不安を解消することができた。また、ICT の活用も合わせて紹介し、質の高い教育支援の実現に取り組んでいくことが必要であることや、早期の情報共有の必要性についても再認識できた。
---	--

主な経歴・資格	活動内容実績（回数、活動形態）
元特別支援学校教頭	3 日／週×6 時間×34 週（612 時間）
具体的な活動内容と役割	活動の成果

<ul style="list-style-type: none"> ・県内 40 市町村教育委員会に事業概要の説明と協力依頼（連携支援員 3 名で分担） ・平成 28 年度実態調査における「30 日以上入院した児童生徒」を所管する教育委員会へ詳細の聞き取り調査（10 市教委、5 町教委、3 村教委；連携支援員 3 名で分担） ・院内学級担当者との情報交換 ・入院児童生徒の相談支援や病院との連携 	<p>（事業概要の説明と協力依頼）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内全ての教育委員会を訪問し、事業概要の説明を行い、対象児童生徒についての情報提供をお願いした。各教育委員会からは、情報提供について、一番早く情報を得る小・中学校から特別支援学校に情報が伝達できるようなシステムが必要であること、そのための理解啓発には、教育委員会が協力することを確認した。理解啓発のための手立てを検討する必要があることが明らかになった。 <p>（聞き取り調査）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・聞き取り調査では、教育支援の有無等知ることができた。教育支援を受けていない児童生徒の病状や入院先が明らかになり、該当する児童生徒への教育支援の可能性について検討するための資料として活用していきたい。 <p>（院内学級担当者との情報交換）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青森県特別支援教育研究会病弱虚弱教育部会院内学級分科会において、院内学級担当者との情報交換ができた。病院によって実情が違うことと、担当者が抱える諸課題について情報交換することができた。今後は、具体的事例をもとに、院内学級と特別支援学校及び在籍校と連携を図りながら、入院するすべての児童生徒に教育支援ができるように、学校・病院等連携支援員の役割を認識した。 <p>（入院児童生徒の相談支援や病院との連携）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校・病院等連携支援員 3 名の連携を強化し、早期に情報を共有することで、院内学級のない病院に入院している生徒への教育支援を進めることができた。病院や在籍校からの協力も得られ、生徒の学習への不安を解消することができた。また、ICT の活用も合わせて紹介し、質の高い教育支援の実現に取り組んでいきたい。早期の情報共有の必要性についても再認識できた。 ・八戸市特別支援教育研究会病弱虚弱教育部会研修会で、八戸市の教育委員会の担当者院内学級担当指導主事及び院内学級担当者と院内学級運営上の課題を協議した。
---	--

【教育機会確保について（公募要領（ウ）・（エ））】

①取組内容と成果

（ウ）入院児童生徒等への復学又は転学を見据えた指導内容・評価等に関する研究について

ア 院内学級の受入体制の向上

院内学級の現状把握のために、昨年度実施した院内学級担当者へのアンケート調査をもとにさらに詳細な実態把握のために、全県から院内学級担当者が参加する研究会へ参加したり、役員研修会で意見交換したり、学校・病院等連携支援員が手分けして院内学級の参観等も実施した。その中で得られた情報から、入院児童生徒の受入についてより柔軟な対応をしている教育委員会例を支援員で共有した。その後、県内全市町村教育委員会を訪問調査した際に、先進的な取組として情報提供し、意見交換等を行った。このような情報を今後も提供し、共有することで、時間は要するものの各教委の考え方に柔軟性が増すことを期待している。

イ 病弱特別支援学校に隣接する院内学級への理解推進と入院児童生徒の復学支援の向上

病院内の医療連携部の協力をあおぎ、院内に昨年度作成したリーフレットの配置、入院した学齢児童生徒への院内学級の紹介等を引き受けていただいた。また、入院し院内学級の教育相談を受けた保護者、院内学級で学習を始めた児童生徒の小・中学校それぞれに作成した、入院児童生徒への理解推進を主とした小冊子を配布した。リーフレットと併用することで、病気の子どもへの配慮等について参考になるという感想が寄せられている。

さらに、小・中学校へのスムーズな復学のために、教育保障体制整備連絡会議を開催できなかった場合には、担任、学校・病院等連携支援員が訪問し教育内容や復学後の配慮事項等について情報共有を図った。

これら一連の取組の効果を確認すること、また、復学後の課題に対処するためにも、復学後1ヶ月程度をめどに実施したアンケート調査を実施し、そこから定期的に支援を行った事例も見られた。

以上のことについての具体的事例は以下のとおりである。

（事例1）学習保障を目的にした実践

昨年度の事業により作成したリーフレットを見た入院生徒の保護者から青森若葉養護学校所属の学校・病院等連携支援（以下、支援員）に相談が入り、浪岡養護学校所属の支援員と連携し、在籍校である青森市内中学校及び弘前市内病院を訪問し学習保障に結びつけることができた。

（1）病名及び治療内容

幼児期のけがによる指の屈筋腱損傷の継続治療のため、左手中指の再手術とリハビリが目的で入院した。

（2）入院生徒の状況

① 青森市内の中学校1年生であるが、かかりつけ医で手の外科専門医がいる弘前市内の病院へ入院した。

② 院内学級が設置されていない病院のため、担任が週1回程度病院を訪問し、1時間程度の学習補助を行っていた。

（3）教育保障に至る経緯

① 入院生徒及び保護者双方が学習の遅れを気にしていたところ、母親がリーフレットを見つけ青森若葉養護学校の支援員に相談の連絡があった。

② 入院先が弘前市内であるため、距離的に近くかつ病院への訪問教育が可能な浪岡養護学校の支援員と相談し、浪岡養護学校の教員を病院に派遣する訪問教育の可能性について協議したところ、浪岡養

別紙様式 2

護学校の了解が得られた。

また、入院期間の見通しが立たないため、転学をせずに実施することにした。

- ③ 青森若葉養護学校の支援員が浪岡養護学校の支援員と連携し、保護者の承諾を得て中学校を訪問した。中学校が教材等を準備し浪岡養護学校と協力して病院における学習支援を実施することで同意した。

(事例 2) 復学支援を目的にした実践

(1) 教育保障体制整備連絡会議（以下、連絡会議）を開催しての関係者の連携

青森市内小学校児童がネフローゼ症候群のため、青森県立中央病院小児科に入院、そして青森若葉養護学校に転学し、院内学級で学習をした事例である。

退院予定日の 1 週間程度前に企画・実施した連絡会議の概要は以下のとおりである。

① 出席者

- ア 県立中央病院小児科担当医師
- イ 県教育庁学校教育課並びに県総合学校教育センター特別支援教育課担当指導主事
- ウ 青森市教育委員会指導課担当指導主事
- エ 青森市内小学校教頭、養護教諭、担任（前籍校関係者）
- オ 青森若葉養護学校校長ほか関係者

② 内容

【情報共有】

- ア 入院前の様子について（前籍校担任より）
- イ 青森若葉養護学校転入時から現在までの様子について（青森若葉養護学校担任より）
 - ・入院後の経過
 - ・学習の様子
 - ・本人の思い
 - ・保護者の思い
 - ・退院後の前籍校での生活上の留意点について 等
- ウ 現在の病状と今後の治療予定について（主治医より）
 - ・診断名
 - ・現病歴
 - ・入院中の経過
 - ・現在の病状
 - ・今後の治療方針と留意点

【意見交換】

主な内容は以下のとおりである。

- ア 生活管理指導表の活用について
- イ 学校生活上の留意点について（食事、運動量等）
- ウ 学校での感染症対策について
- エ 再発の兆候について

(2) 入院児童生徒の前籍校を訪問しての関係者の連携

退院時期の特定が難しいため、連絡会議を設定できなかった児童生徒について、その前籍校の小・中学校を訪問し、スムーズな復学に向けた情報交換を実施した。

以下に、青森市内中学校生徒ネフローゼ症候群により、青森県立中央病院小児科に入院、そして青森若葉養護学校に転学し、ベッドサイド学習をした事例について述べる。

- ① 当初の退院予定日間近に病状が悪化し、退院が延期になるなど入院が長引き、本人の気持ちが不安定になるなどしたため、中学校への復学前に情報交換が必要だと判断し、院内学級の担任及び支

援員が中学校を訪問した。

② 情報交換の内容は以下のとおりである。

【養護学校から】

- ・ 主治医の診察内容
- ・ 本人の身体・心情面の状態及び保護者の学校に対する配慮希望等
- ・ 退院後の配慮事項（主治医と事前打ち合わせした内容）
- ・ 学習の状況 等

【中学校から】

- ・ 給食や校内の移動・体育等に伴う配慮の必要性（食事、運動量等）
- ・ 容貌の変化等への配慮の必要性 等

(3) 復学支援のためのアンケート実施

退院後1ヶ月を目処に、前籍校並びに保護者・本人に対し、「復学支援アンケート」を実施した。それらを回収後に状況に応じて学校や保護者・本人等の関係者との連絡・調整・支援を行うことを事前に伝えておいた。

具体的には以下のようなケースがあった。

【アンケート内容について】

学校からのアンケート内容は、ほぼ好評価で特に問題もなく復学できているとなっているが、保護者・本人からのアンケート内容からは、けが等の回復が未だ十分ではなく、移動や運動等の制限があるため以前のような友達関係に至っていないことが示されていた。

そのことにより、不安感が生じ学校へ行きたいという気持ちも低下してきているという内容であった。

【対応した内容について】

学校と本人・保護者との内容に不一致があり、今後の学校生活に不安が予想されるため、その概要を在籍校の担任に伝え、詳しい状況や今後の対応について協議した。

その後も保護者と何度か連絡を取り合い、けが等の回復に伴って気持ちの不安定さも軽減してきているようである。

(エ) 入院児童生徒等に対するタブレット端末等 I C T 機器及び通信機器等の有効な活用方法の研究について

入院児童生徒等への I C T を活用した実践事例を積み重ねながら、理解啓発研修会を実施して、入院児童生徒等への教育支援への I C T の活用の可能性を検討した。

以上のことについての具体的事例は以下のとおりである。

(事例1) 精神疾患等で登校が難しい生徒への学習への意欲付けを促す実践

指定校である特別支援学校（病弱）に在籍し、精神疾患（不安障害）により、登校が月に1日程度の不登校の高等部生徒に対して、タブレット端末や遠隔操作ロボット「kubi」を活用し、遠隔で授業参加を促した。対象生徒は、自宅以外の慣れない環境では落ち着きがなくなり、興奮して暴れたりすることが多く、登校して学習することが難しい生徒であった。そこで、映像等で学習の様子や友達との会話等

を経験させた。

ICT機器の活用の最大のメリットは、主体的に学習活動ができることである。好きな時に、始めて、止めたくなくなったらスイッチを切ることができ、体調に合わせて授業に参加することができる。また、遠隔操作ロボット「kubi」を操作することで、生徒自らが見たいと思う対象へ方向を変えることができるため、他者との関わりに対して積極的な姿勢が見られるようになった。学習時間が4月当初は、1単位時間も継続できなかったが、12月には、午前3単位時間も継続できるようになってきた。友達や教員、学習内容にも興味を示し、落ち着いて学習に専念できるようになってきた。まだ、登校日数は増えてきていないが、ICT機器を使った学習時間は確実に増えてきている。

退院後、自宅で療養し、登校できない児童生徒への活用に有効ではないかと考えられる。

(事例2) 隣接する病院のベッドサイドで学習する重症児への指導実践

病室において、学校校舎で行われた「ねぶた交流」の映像や音声を使用した体験活動を行った。ICT機器を活用し、提示した太鼓や笛の音を聞き視線を動かしたり笑顔が見られたりした。

タブレット端末でさまざまな教材ソフトを活用し、映像や音に視線や指を動かすなど主体的行動を促した。特に、音楽のメロディやリズム、楽器の音色等に関心を示す児童生徒が多く、教材ソフトも豊富で一人一人に応じた指導に効果的であった。訪問教育対象の児童生徒への活用も進めている。

教員間で、タブレット端末のアプリ等に関する研修機会を設定し、専門性の高い教員から指導を受けながら個々の指導力の向上を目指している。

(事例3) ICT機器等の具体的な活用研修の実施

指定校のほか、入院児童生徒の教育支援に関心のある県内小・中・高等学校教員、教育・行政関係機関職員等を対象に、東洋大学教授の滝川国芳氏による理解啓発研修会を実施した。「病弱教育におけるICT活用の意義と実際」という題で、遠隔操作ロボット、ビデオ会議システム等の活用の実演を取り入れた講演が行われた。研修機会の少ない小・中学校の病弱・虚弱特別支援学級担当者にとって有意義な機会となった。今後の取組にICT端末を活用するきっかけとなることを望んでいる。

②学習の補充支援員の活用実績及び役割

主な経歴・資格（人数）	活動内容実績（回数、活動形態、対象）
配置していない	
具体的な活動内容と役割	活動の成果

【その他の課題について】

今回、学習支援できたケースについては在籍校等の連携により対応できたが、院内学級がない病院での教育保障、高校生の教育保障の充実のために、学習の補充支援員や学習支援ボランティア等の確保が必要である。

(3) 入院児童生徒等への基本的な支援の流れ（フロー図）

別紙 1 参照

(4) 実施スケジュール（実績）

別紙 2 参照

3. 事業の課題と今後の方策

【体制整備・連携方法について（公募要領（ア））】

ア 市町村教育委員会、院内学級等との連携の強化について

入院する児童生徒の情報は、所管する教育委員会が把握できていない状況から、在籍する学校から早期に、学校・病院連携支援員が勤務する指定校（県立青森若葉養護学校、県立浪岡養護学校、県立八戸第一養護学校）に情報が伝わるネットワークを構築する必要がある。早期に情報を共有することで、在籍する学校、保護者、病院、院内学級、所管する教育委員会等との円滑な連携も可能となり、該当する児童生徒の病状に応じた学習支援を進めることができると考える。

入院児童生徒の教育保障について、連携支援員の事業説明やこれまでの学習支援により、より柔軟な受入体制を模索する市教委が出始めており、今後一層の授業趣旨の理解啓発並びにこの課題に対する全国的な動静等も入れた情報提供、情報共有を進めていくことが必要である。

その際には、各教委の担当者が年々替わることもあるため、引継ぎがしっかりと行われ、積み重ねができていくよう、情報提供する資料等にも工夫が必要だと考えられる。例えば、紙面による資料とともにデジタル資料も付けるというようなことが効果的だと考えられる。

「就学及び転学・教育支援の手引き」について、今年度事業で作成予定であったが実現できなかった。この作成目的は、市町村教委、学校事務担当者、特別支援教育担当教員等の行政担当者と現場の担当者が、入院児童生徒を含めた就学・転学・教育支援について必要な情報（基本的な考え方、関係する様式等）を共有し、その教育保障体制を進める指針とするものであった。この手引きを全県的な共通基盤として、事務手続き等の一本化に向け、市町村教委に提案することもできると考えられる。また、どの市町村にいても、どの病院の院内学級で学ぶことになっても、院内学級がない病院の場合でも、このような手引きを活用して、共通の手続きでスムーズに進めることができ、適切な指導、途切れない指導、必要な支援を受けることが可能になるのではないかと考えられる。

イ 「病院との連携体制の構築」について

入院する児童生徒の情報を早期に把握するためには、医療機関との連携を強化していく必要がある。これまでの主として小児科看護師、医師等からの情報提供から、医療連携部という病院全科に目が行き届く部署との連携をさらに進めるとともに、院内学級の存在等について広く知ってもらえるよう病院のホームページに院内学級の概要等を紹介するコーナーを設置できるよう働きかけをしていきたい。

ウ 「教育保障体制整備連絡会議（ケース会議）の定着」について

事業開始前にはなかった教育保障体制整備連絡会議の有効性は、参加者の誰もが認めるものとなっている。また、退院時期が退院直前までわからないなどで条件が整わず、ケース会議を開催できない場合には、

特別支援学校側から小・中学校を訪問し、情報の共有に努めるようなことで補完する体制が今後根付くよう理解推進を図ることが必要である。

【教育機会確保について（公募要領（ウ）・（エ））】

（ウ）入院児童生徒等への復学又は転学を見据えた指導内容・評価等に関する研究について

入院児童生徒等への復学又は転学を見据えた指導内容・評価等に関する研究をする上で、まず、上記のような体制整備や連携強化が必要である。1ヶ月未満の入院児童生徒及び短期入院を繰り返すなどで、その間の自宅療養期間の教育保障の実態は、まだほとんど分からない状態である。これらの児童生徒の実態調査を実施し、より適切な教育支援の体制を整えることが必要であると考え。病弱特別支援学校については、隣接等している病院内の院内学級の存在やその役割等については、まだまだ一般には知られておらず、入院した児童生徒の保護者も知らないケースが多々ある。また、病院関係者でも小児科以外ではほとんど知られておらず、一層の理解推進が必要である。病院のホームページに掲載されることは大きな効果が見込まれることから、是非実現に向けて取り組みたい。

入院児童生徒の教育保障について、より柔軟な受入体制を模索する教育委員会が出始めており、今後一層の事業趣旨の理解啓発並びにこの課題に対する全国的な動静等も入れた情報提供、情報共有を進めていくことが必要である。情報の一環として、各院内学級での個別の指導計画等の作成に基づく適切な指導などの事例についてまとめたものを情報提供することも効果的ではないかと考える。

このような取組を進めていくことで、入院児童生徒等への復学又は転学を見据えた指導内容や評価方法の在り方について、整理していくことが考えられる。

また、これまでの各種調査により、入院高校生の人数、教育保障の概要はわかるものの、そのほとんどは未だ教育保障がなされていない状態であることがわかる。難しい単位制等の問題は今後の課題にしても、入院高校生の学習意欲に応えることができるような体制づくりは、少しは可能であることが他県の取組からわかることである。本県においても、まずは入院高校生の教育保障についての意識や保障の実態調査をしておくことがこの時期必要であろうと考える。

（エ）入院児童生徒等に対するタブレット端末等 I C T 機器及び通信機器等の有効な活用方法の研究について

入院児童生徒等に対するタブレット端末等 I C T 機器及び通信機器等の有効な活用方法の研究については、指定校においてタブレット端末や遠隔操作ロボットを活用した取組が行われ、院内学級のない病院に入院した生徒の教育支援を補ったり、自宅療養していても主体的に遠隔授業等に参加したりすることができた。院内学級との連携の中で、I C T 機器など各種教材の不足している状況が聞かれる。今後、院内学級の有無にかかわらず入院して登校できない児童生徒に、学校と通信により接点をもつ機会を提供していく必要である。指定校においては、I C T 機器を活用した遠隔授業のための機器の貸出や操作の支援等が可能であるので、院内学級や入院先への I C T 機器の貸出体制を整備し、活用を促していくことが考えられる。遠隔授業等を指定校が直接指導行う事例、在籍校の指導を指定校が支援する事例、ネットワーク接続にとらわれない活用を支援する事例など I C T 機器を活用した教育支援の事例を積み重ねていくことで、I C T 機器を活用した教育支援の体制について整理されたいと考える。

また、I C T 機器活用のための知識、技能等とともに、その運用費用、病院等でのネットワーク環境の借用等様々な課題があるが、今回のような理解啓発研修会から得られた効果が持続するよう、今後も研修

別紙様式 2

会等の機会を継続していくことが必要だと考える。